

3. 自然と人間との共生の確保

3.1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生

ラムサール条約湿地「中海」登録5周年事業 **NEW!**

1 事業の目的

我が国最大の汽水域である中海・宍道湖は、淡水化事業の中止後、ラムサール条約湿地に登録(H17.11.8)された。平成22年は、国際生物多様性年であるとともに、ラムサール条約湿地登録5周年を迎える年である。また、両県知事が中海を両県共有の貴重な財産として、次代に引き継ぐ協定を締結したスタートの年である。

本事業は、関係自治体・NPO・地域住民等が参加し、条約の趣旨である「環境保全」や「賢明な利用(ワイズユース)」の「しくみづくり」について、交流・学習・普及啓発に取り組むことにより、意識のさらなる高揚を図り、豊かな恵みを次世代へ引き継ぐことを目的とする。

2 事業の現状及び課題

(1)ラムサール条約湿地への登録

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録され、その趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利用(ワイズユース)」を推進していくことが、求められている。

※ 2010年2月2日現在、締約国159ヶ国、登録湿地数1,886ヶ所、日本国内は37箇所。

| | |
|-------------|--|
| ◎中海の賢明な利用とは | 「中海」の生態系がもつ特徴をこわさない方法で、「中海」の与えてくれる恵みを将来の世代に引き継ぐよう持続的に活用していただくことであり、漁業資源の利用、スポーツ利用、観光利用、周辺農地の利用、環境教育の場としての利用等を含む。 |
|-------------|--|

(2)中海における現状や課題

○中海は、堤防開削、自然再生、漁業、治水など、様々な分野で問題を抱えており、水質改善だけでなく、全体的な問題を認識しつつ、それぞれの問題に対して地域住民や関係機関との協働により対処することが必要。

○平成22年4月22日、中海会議が設置され、2省2県4市町(国(国土交通省、農林水産省)、県(島根県、鳥取県)、市町(米子市、境港市、松江市、安来市、東出雲町)が構成員となり、ア 堤防、護岸整備、イ 水質及び流動、ウ 農地の排水不良、エ 利活用 等を協議していくこととなった。

○平成21年度末、第5期湖沼水質保全計画の策定し、長期ビジョン(およそ25年後の中海の望ましい将来像)については、個々の数値で表現するのではなく、水中から水辺にいたるまでの理想的な姿や周辺の景観などとのマッチングなど、トータルな姿として設定したところ。

○中海会議の設置により、これまでのNPO団体などを中心とした粘り強い取り組みの継続やアマモ造成等事業への新たな支援により、中海において行動を起こす気運は、高まりつつある。

3 事業の内容

(1)5周年記念事業

○ラムサール条約湿地登録5周年記念事業開催(記念展示、移動展示、シンポジウム)

○「中海の再生と賢明利用を考える会」の開催

○「中海ポスターコンクール」における県表彰

(2) 中海・宍道湖一斉清掃

○ H18年度から、両県関係自治体が連携実施（H21年度は沿岸住民約7,433人が参加し、約27tを回収）

○ H22年度は東出雲町をメイン会場に、両県合同の開始式を行う予定
（H18:松江市、H19:米子市、H20:安来市、H21:境港市）

(3) その他普及啓発等経費

○ シンボルマーク普及啓発物品の作成、パンフレットの増刷等

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県生活環境部 水・大気環境課のwebサイトより

「ラムサール条約」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45826>

中海水質浄化対策推進 **NEW!**

1 事業の目的

中海に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、中海の水質保全を図る。

2 現状及び課題

鳥取県及び島根県では、中海の水質保全のため、平成元年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「中海に係る湖沼水質保全計画」を策定し、関係機関、関係市町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

平成21年度には第5期計画（平成21～25年度）を新たに策定してより一層の水質保全施策を計画しているが、未だ湖沼環境基準の達成には至っていない。そのため本計画の推進を図るとともに中海会議で検討される水質改善方策についても取り組む。

3 事業内容

(1) 第5期「中海に係る湖沼水質保全計画」に基づく施策評価など

(2) 中海会議（鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町及び国土交通省）における一層の水質改善のための方策の検討

(3) 中海水質汚濁防止対策協議会（鳥取・島根両県及び中海周辺4市1町）の運営

(4) 住民参加型の水質調査等の実施

(5) 中海自然浄化機能回復推進事業（水草帯回復事業に関する民間委託事業）

(6) 「みんなで守る中海の自然環境保全推進事業補助金」の交付（中海の自然環境保全、流入源対策、環境問題の普及啓発を実施する地域住民団体などの活動を支援）

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「水環境」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

東郷池水質浄化対策推進 **NEW!**

1 事業の目的

東郷池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、東郷池の水質保全を図る。

2 現状及び課題

東郷池の水質保全を図るため、従来から下水道、農業集落排水施設の整備などの種々の対策を講じ、東郷池への汚濁負荷削減を図ってきた。

平成18年度に、湖内直接浄化対策や農地からの流入汚濁抑制対策等の各種水質保全施策をとりまとめた「東郷池水質管理計画」を策定し、湯梨浜町、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

しかしながら、水質環境基準の達成には至っておらず、水質管理計画に基づき、引き続き各種水質保全施策を推進する必要がある。

3 事業内容

- ・第1期「東郷池水質管理計画」(平成18～27年度)の推進
- ・東郷池の浄化に向けたアクションプログラム(平成20～22年度)の推進

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水環境」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

湖山池水質浄化対策推進 **NEW!**

1 事業の目的

湖山池に係る各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進し、湖山池の水質保全を図る。

2 現状及び課題

湖山池の水質保全のため、平成3年度以降、下水道の整備等の各種水質保全施策をとりまとめた「湖山池水質管理計画」を策定し、鳥取市、事業者及び住民等の理解と協力を得て、各種水質保全施策を総合的かつ計画的に推進している。

現在、平成13年度に策定した第2期水質管理計画を推進しているところであるが、水質環境基準の達成には至っていない。

今後の更なる水質改善には、行政の取組だけでなく、地域住民の理解と参加が不可欠となるため、平成23年度に予定している第3期水質管理計画には、地域住民の意見を踏まえた湖山池の将来の望ましい姿や住民から見てわかりやすく積極的な参加が期待できる新たな指標の検討などの策定に向けた準備を進める。

3 事業内容

- ・第2期「湖山池水質管理計画」(平成13～22年度)の推進
- ・第3期計画策定に向けた意見集約、調査、検討

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水質担当 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水環境」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

湖山池水質浄化100人委員会 **NEW!**

1 事業の目的・効果

【事業の背景・現状・目的】

湖山池公開討論会で市民合意を得た水質浄化の基本方針「湖山池を汽水湖として再生する」を実現するため、「湖山池の豊かな生態系回復」を目標に開始した塩分導入実証試験をはじめ、湖山池で展開されている浄化に対する取組について、公開の場で意見交換を行い、今後の湖山池の水質浄化について検討する。

【事業の効果】

(1)湖山池の水質浄化に係る総合的な検討、効果的な施策等の検討を行うにあたって、県民・有識者の幅広い意見を浄化施策に反映させることができる。

(2)湖山池周辺自治会の水質浄化に対する取組を紹介することで、県民の水質浄化に対する意識を高めることができる。

2 事業内容

湖山池の水質浄化に対する住民及び行政の取組を紹介して意見交換を行い、施策に反映
地域住民に対して、浄化に関する意識啓発の推進

●担当：県土整備部河川課 計画担当 電話0857-26-7379

参考URL

鳥取県県土整備部河川課のwebサイトより
「河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

内水面漁場外来魚被害対策事業 **NEW!**

1 事業の背景・現状・目的

湖山池におけるブルーギル等の外来魚による在来生態系に対する被害を軽減するため、湖山池漁業協同組合が行う外来魚の買取事業を支援し、内水面漁業の振興に資する。

2 事業内容

湖山池漁協が実施する外来魚の買取に要する経費の補助。

●担当：農林水産部 水産振興局 水産課漁業振興担当 電話0857-26-7317

参考URL

鳥取県水産課のwebサイトより
「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

中海自然浄化機能回復推進 **NEW!**

1 事業目的

中海の自然の浄化機能が低下している現状を踏まえ、既に取り組み実績のあるNPO等に対し、水質浄化効果の認められるアマモ藻場造成を委託し、自然の浄化機能による持続的な水質浄化が可能な環境の拡大を図る。

2 現状と課題

○中海は汽水湖という特殊な環境にあり塩分濃度の変化が激しく、また、波浪の影響が大きいため、アマモの活着が容易でない。

○一部のNPOでは、近年、主体的にアマモ移植事業を実施し、中海でのアマモの活着に成功しているが、小規模な造成に留まっている。

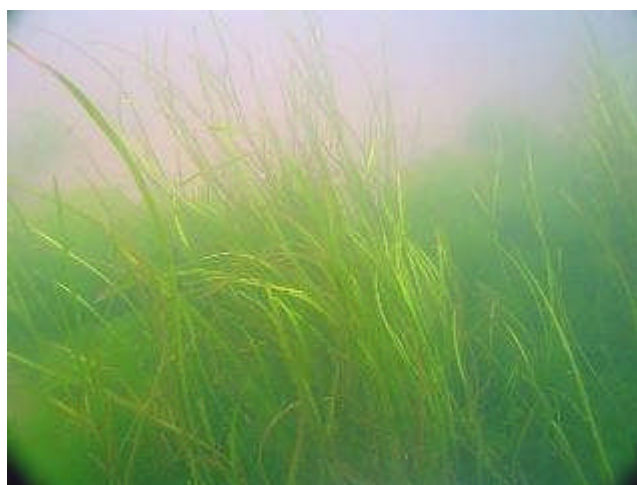
○県が当該NPOに事業を委託することによって、NPOの持つ現場の状況に対する深い知見や蓄積されたノウハウを生かして大規模なアマモ場造成を図る。

3 事業内容

中海鳥取県沿岸でのアマモシート敷設



アマモシートの状況



アマモの生育状況

●担当:生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより
「水環境」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20225>

湖山池漁場環境回復試験 **NEW!**

1 事業の目的

官民一体となって行われている湖山池浄化の取組みの一環として、県は塩分導入試験を実施しており、水産試験場沿岸漁業部は魚類への影響を把握する。また、塩分導入を受け、ヤマトシジミの増殖の可能性を検討する。

2 事業の現状及び課題

現在、生物資源の変動、物理環境の変動について調査しているが、継続した調査が必要である。

3 事業の内容

(1) 影響調査

資源変動調査・・・定置網、船曳網により魚類相、分布量の変動を把握し、塩分導入との関係を調査する。

環境調査・・・池内の塩分・DOの分布を推定し、資源変動調査と併せて塩分導入の影響を調査する。

(2) ヤマトシジミ増殖試験

池内の増殖場へヤマトシジミを收容し、産卵状況、稚貝の発生量を調査する。

湖内のヤマトシジミ生息可能域を推定するため、底土の硫化物量・泥分等を調査する。

●担当:水産試験場沿岸漁業部生産技術室 電話0858-34-3321

参考URL

鳥取県水産試験場のwebサイトより

「水産試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=53267>

内水面漁場環境保全事業 **NEW!**

1 事業の背景・目的

湖山池・東郷湖において漁場環境の改善を図るため、漁業者が湖底のゴミ回収を、また漁業者とボランティアが連携して湖面及び湖岸のゴミ回収を行い、地域住民の環境保全意識を高める。

2 事業内容

湖山池漁協及び東郷湖漁協が実施する湖底・湖岸清掃に対して支援する。

(1)湖山池

ア 湖底、湖岸清掃

イ ボランティアによる湖岸清掃

(2)東郷池

ア 湖底清掃

3 効果

(1)ゴミ量の減少により湖沼環境が改善され、シジミ等の漁業資源の増加が見込まれる。

(2)漁業者、ボランティア団体の漁場環境保全意識が向上する。

●担当:農林水産部 水産振興局 水産課 漁業振興担当 電話0857-26-7317

参考URL

鳥取県水産課のwebサイトより

「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

水環境を守る肥料の低投入・低流出稲作技術の確立 **NEW!**

1 事業の目的

水稲作においてリン酸投入方法の改善および窒素・リンなどの富栄養化物質の流出低減技術を確立し、環境保全型農業の推進、水環境の向上および生産コストの低減を図る。

2 事業の現状及び課題

(1)県内の主な湖沼では富栄養化物質の窒素、リンが多く、特にリンは近年増加傾向にある。農業分野においても環境負荷低減努力が必要。

(2)昨年、リン酸肥料の価格高騰により、リン酸肥料の施用法改善は、生産コスト低減技術として生産現場から注目されている。

(3)水稲作では、

・リン酸の過剰施用による障害は現れにくいことによるリン酸肥料の多投入

・代かき水の落水による肥料流出 等の改善が求められている。

また、水環境を守るため湖内の水草の除去が行われており、その水草等の有効活用法について

での検討が必要。

3 事業の内容

(1)リン酸投入量の低減化技術の確立

ア リン酸肥料の施用法の改善試験

リン酸資材の施用基準の見直しについて検討を実施。

イ 水質汚濁が少ないリン酸肥料の検討

熔りん等の水溶性リン酸が少ない緩効性リン酸肥料の施用効果を検討する。

(2)河川への排水量を減らす栽培法の確立

ア 無代かき栽培導入時の圃場管理手法の確立

水田からの負荷量の40%以上を占める濁水の流出を減らすため代かきによる濁水を生じない無代かき栽培について検討する。

イ 既存の暗渠排水を利用した鳥取型地下灌漑システムの活用

水管理方式の変更(表面排水→地下暗渠排水)による負荷低減の検討を行う。

(3)水草を含む堆肥の有効利用検討

ア 堆肥の特性把握

ヒシ等湖沼から持ち出された水草堆肥の肥料的効果の把握

●担当:農林水産部 農林総合研究所農業試験場 環境研究室 電話0857-53-0721

参考URL

鳥取県農林総合研究所農業試験場のwebサイトより
「農業試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=47767>

[⇒次のページ](#)

3. 自然と人間との共生の確保

3.1 三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生

生態系に視点を置いた湖山池の汚濁機構の究明に関する研究 **NEW!**

1 事業の目的・背景

湖山池においては、水質管理計画に基づく浄化事業の実施にもかかわらず、水質改善が進展していない。また、カビ臭原因プランクトンの発生やヒシの増大等新たな事象が発生している。一方、水質汚濁には、食物連鎖や栄養塩の供給等、生態系全体が大きく関係しており、従来の汚濁機構に係る個別の検討だけでは、汚濁機構の全体像をとらえることは困難であり、生態系の視点を踏まえて検証する必要がある。

そのため、生態系等に特に視点を置いて湖山池の汚濁機構の検証を行い、今後の水質浄化手法の検討に資することを目的とする。

2 事業内容

従来の汚濁物質の収支やアオコ形成プランクトンに対する個別の検討だけではなく、生態系等に視点を置いて湖山池の汚濁機構を検証する。

- 現地情報の聞き取り調査
- 水質・動植物プランクトン・底生生物調査
- 藻類増殖の潜在能力(AGP)試験
- カビ臭原因プランクトンの増殖特性把握試験

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

中海におけるサルボウ場の再生に関する研究 **NEW!**

1 事業の目的

中海再生の機運が高まる中、かつての中海を象徴したサルボウ(二枚貝)の再生に対する期待が高まる中、サルボウの稚貝放流適地を決める上での情報やサルボウ再生の指針作成への判断情報を提供することで中海再生に資する。

2 事業の背景

○昭和50年代、かつての中海の象徴であったサルボウが漁獲統計から姿を消した。しかし、この10年の間に生存が確認され、再生への期待が高まっている。

○こうした背景の下、衛生環境研究所ではH19よりサルボウに関する研究を開始、本種の生残に必要な塩分環境、および酸素環境を解明した。

○昨年、一日も早いサルボウの再生を目指して、島根大学・島根県・鳥取県等が連携した共同研究が始まった。

3 事業内容

H21に開始された島根大学・島根県・水産総合研究センターとの共同研究を継続し、低塩分耐性の解明実験を行うとともに、既往知見を解析することでサルボウの放流適地マップを作成、行

政機関の基礎資料として提供する。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

中海におけるコアマモ場の再生方法に関する研究 **NEW!**

1 事業の目的

中海の自然再生の柱であり、中海の藻場再生で有力なコアマモ場の再生技術の開発を目的とする。

2 事業の背景

○アマモ及びコアマモは、かつて中海で繁茂していたが、1950年代以降激減し、その現存量はごく僅かである。

○近年、湖沼におけるアマモ場の存在による水質浄化効果、漁場形成効果等の機能が認識され、その再生が注目されると共に、中海においても、中海再生のフラッグ種としてアマモ類が注目され、中海自然再生協議会ではアマモ場の再生が自然再生の推進の柱として謳われている。

○塩分環境の変動の大きい中海においては、コアマモがアマモより成育に適していると考えられ、中海において藻場再生を果たすためにはコアマモの再生が必要である。現在、アマモについてはその再生技術が確立され、NPO等により再生活動が進められている。一方、コアマモについては未だ確立に至っておらず、技術開発が強く望まれている。

3 事業内容

(1)種子を用いたコアマモ場再生技術の開発

○種子の生産性と発芽率が低いとされるコアマモの発芽特性等を解明し、自生地を荒らす恐れのない、種子を用いた移植用苗生産によるコアマモ場再生技術の開発を目指す。

(2)再生活動の技術的支援のため、NPO等関係者への技術移転

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

鳥取県内の地下水・湧水の水質とその形成・循環に関する研究 **NEW!**

1 事業の目的

豊富で良好な水質とされる鳥取県内の地下水・湧水について、水質を把握・評価するとともに、水循環と水質の形成過程に着目し、その年齢や涵養域、水質と周辺の自然環境(土壌・地質、植生)との関係に関する知見を得て情報提供し、鳥取県の地下水・湧水や周辺の自然環境の保全と、持続可能で賢明な利用に繋げる。

2 事業の背景

○大山周辺地域に地下水利用を目的とした企業の進出が相次いだことを契機に、県内の地下

水・湧水への関心が高まっている。

○上記を受け、H19年度から「持続可能な地下水利用検討事業(水・大気環境課)」で、鳥取大学の関連分野の専門家とともに、大山南西麓と鳥取平野を対象に、地下水の量や収支等を把握するための調査研究を実施。この結果を基に地下水利用の規制等の必要性やあり方が検討される計画。

○上記では水量や収支等が検討材料。水質やその形成過程や周辺の自然環境は考慮されない。

○地下水・湧水の良好な水質は周辺の自然環境によって形成されると考えられ、もっと目を向けられるべきであるが、水質形成や水循環、周辺の自然環境との関係について不明。

3 事業内容

(1) 県内の地下水・湧水等の水質測定・評価(H22年度)

鳥取県内の地下水・湧水等の水質を調査し、既存の水質指標、及びおいしさ指標他用途別指標等で解析・評価してマッピングし、県民に身近な県内各地の地下水・湧水についての科学的情報として提供して関心・気運を高め、保全や賢明な利用に繋げる。

(2) 地下水・湧水の年代や涵養域の推定(H22～23年度)

名水等県内の代表的な地下水・湧水の年齢(年代)や涵養域を推定し、これらがどこからどれくらいの時間を経てやってきているのかを示し、涵養域の保全や地下水・湧水が「長い年月を経て得られる大切な資源」としての認識に繋げる。

ア 年齢(滞留時間)の推定

イ 涵養域の推定

(3) 地下水・湧水の涵養域～湧出域にかけての自然環境(土壌・地質、植生)と水質との関係の把握(H22～24年度)

降水や河川水等の地表水が土壌・地質や植生に接触・浸透する過程や、地中での存在環境によって地下水・湧水の水質が形成されることに着目し、大山周辺地域の地下水・湧水(特に名水)の涵養域～湧出域にかけての土壌・地質、植生を把握し、水質との関係等を捉えて示し、周辺の自然環境、特に涵養域の保全に繋げる。

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

光触媒を利用した水質浄化手法の研究 **NEW!**

1 事業の目的・背景

湖沼の汚濁指標であるCODの半分程度が難分解性有機物であり、湖沼の環境基準の達成のためには、難分解性有機物を浄化する必要がある。

難分解性有機物は従来の手法での除去等が困難であるため、強い酸化力を持ち、各種の有機物を分解可能である光触媒による難分解性有機物の分解除去を目的とする。

2 事業内容

○湖水を対象とした光触媒の室内実験により、次の事項を検証

- ・湖水中の難分解性有機物の分解性
- ・有効な分解率のための必要な条件:接触時間、必要面積など

- ・植物プランクトンなど難分解性有機物以外の物質の分解性
 - ・実用化に当たっての問題点・課題の把握
- 実用化の可能性が明らかになれば、実験水路で実証試験を実施

●担当:生活環境部 衛生環境研究所 水環境対策チーム 電話0858-35-5417

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより
「調査研究」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=144171>

[前のページ](#) ←

3. 自然と人間との共生の確保

3. 2 野生動植物の保護と生息環境の保全・再生

自然保護行政費 **NEW!**

1 現状・課題

- (1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3) 一方、一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。
- (4) ジオツーリズムやエコツーリズム等自然公園の利用が促進される中で、自然保護に引き続き配慮する必要がある。

2 事業内容

- (1) 許認可事務に係る調整
- (2) 自然公園利用に係る規制及びマナーの普及啓発

●担当:生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

公園自然課のwebサイトから
「鳥取県内の自然公園」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

自然保護監視事業 **NEW!**

1 現状・課題

- (1) 自然公園(国立、国定、県立)の巡視、鳥獣保護や狩猟取締の補助、自然保護思想の普及啓発などを行うため、平成18年度に自然保護監視員(非常勤職員)を5名採用し、各総合事務所へ配置。
- (2) 専門知識を有する職員による高密度な監視体制に移行したが、この制度を補完し、監視体制を充実させるために立ち上げた自然保護ボランティア制度の充実、関係機関との連携強化が必要。
- (3) 第2期(平成21年度～22年度)には97名(平成21年度末現在)が自然保護ボランティア登録を行い、県内自然公園等のマナー向上その他の普及啓発活動等に御協力頂いている。
* 第1期(平成19年度～20年度)は90名が登録
引き続き、自然保護ボランティアが活動しやすい環境づくりが課題。

2 事業内容

- (1) 自然保護監視員の継続任用
- (2) 自然保護ボランティアの資質向上、自然保護監視員との効果的な連携
- (3) 市町村、警察、関係機関との連携による監視体制の強化

●担当:生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

参考URL

1 自然保護監視員のブログ

(1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>

(2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>

(3) とりネットより「日野総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=127218>

2 公園自然課のwebサイトから

「第2期鳥取県自然保護ボランティアの募集」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

大山オオタカの森保全事業 **NEW!**

1 事業の目的

鳥取県立大山オオタカの森の保全に関する条例に基づき、県民との協働により豊かな自然環境を貴重な財産として将来に継承することを目的として、自然観察会等を開催するとともに、森林整備を実施してオオタカの営巣に適する環境を作る。

2 事業の内容

(1) 営巣環境整備事業

ア マツクイムシ被害拡大防止のため森内の被害木を駆除

イ 営巣に適したアカマツの大径木を育成するための立木密度調整

ウ 飛翔空間確保のためにマツの樹冠下の亜高木(広葉樹)を伐採

エ オオタカの狩り場確保のためのパッチ(広場)作り

(2) 自然観察会(実施については大山自然歴史館と連携)

ア 動植物保護思想、自然環境保全の大切さを啓発

イ 県有地として取得するまでの経緯を紹介

(ゴルフ場計画用地であったが、オオタカの営巣が認められたことから計画が中止され県が取得)

○参考冊子

「オオタカの森の保護管理方針提言書」(平成16年3月)



自然観察会の様子(平成21年2月8日)

●担当:西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所のwebサイトより

「生活環境局」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=6128>

特定鳥獣保護管理事業 **NEW!**

1 事業の目的

個体数が増加して農林業被害や生態系被害が増加しているイノシシ・ニホンジカ・カワウ等及び個体数が減少して絶滅のおそれがあるツキノワグマ等について、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第7条に基づく特定鳥獣保護管理計画の策定・検討、計画実行並びに科学的調査に基づく検証を行い、被害軽減、保護等を推進する。

2 現状と課題

- (1)イノシシ、ニホンジカなど野生鳥獣による農林作物被害を減少させるためには、被害防止対策を行うとともに捕獲が必要
- (2)氷ノ山の国定公園特別地域でも、ニホンジカにより林床植生の破壊等の生態系被害が発生
- (3)加えて、近年、内水面漁業関係者からカワウの被害対策の要望があり、糞害による環境破壊も懸念される中、県内で新たな繁殖地も確認
- (4)一方、野生鳥獣を捕獲することができる狩猟者数は昭和55年の約4割、60歳以上が66%と高齢化が著しく捕獲の担い手が不足
- (5)また、県東部中心に生息する東中国山地のツキノワグマは、環境省により「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定
- (6)一方、クマに対する心理的な恐怖と農作物への被害等から、保護に対して地域住民の理解が得られにくい。
- (7)クマの保護対策にあたっては、人身被害対策を最優先に配慮しているが、人とクマが共生できる地域社会を実現していく必要がある。

3 事業内容

- (1)捕獲者養成(狩猟者養成講習会、鳥獣捕獲安全指導講習会)
- (2)イノシシ、ツキノワグマ及びニホンジカの保護管理計画の検証のための生息状況等調査及び検討会の開催等
- (3)カワウの県内の生息状況の実施
- (4)ツキノワグマ遭遇回避総合対策事業
 - ア 人遭遇回避対策(注意喚起広報、学習会の開催、クマよけ鈴配布)
 - イ 学習放獣の実施
 - ウ ツキノワグマ追跡調査員の配置による放獣個体の追跡情報の提供

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより

「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

鳥獣被害総合対策事業 **NEW!**

1 事業の説明

野生鳥獣による農林産物等への被害を軽減させるため、

- (1) 侵入を防ぐ対策
 - (2) 個体数を減らす対策
 - (3) 周辺環境を改善する対策
- を総合的に支援する。

2 背景、現状、及び課題

(1) イノシシ・ヌートリア・カラスなどの野生鳥獣による農林産物等のH20年度被害額は、年間1億3千万円で、前年度比の135%に増加した。

-1. 新規被害発生地域・対策遅延地域などにおいて、イノシシ・ヌートリア・シカ等の被害が増加している

-2. シカ・ヌートリア・アライグマ等の生息域が拡大しつつあり、被害が増加傾向にある

(2) ヌートリア・アライグマ(外来生物)については、生態系等への影響があり、根絶を目指した対策が必要とされている。

(3) シカの生息域拡大、個体数増加による農林産物等への被害増加に加えて、生態系等への影響が懸念される。

(4) 耕作放棄地の増加、里地・里山における管理されていない竹林や人工林が増加しているため、野生鳥獣が農地に接近しやすい環境にある。

(5) 有害鳥獣の担い手となっている狩猟者が減少・高齢化しつつある。

(6) 野生鳥獣による農林産物等への被害は、営農意欲の減退や中山間地域における定住意欲の低下にもつながる深刻な問題である。

(7) 「人と野生動物との棲み分けによる共存」を目指した対策が必要であり、各地域に対策技術の指導・助言・実行できる人材の育成が重要である。

3 事業の内容

(1) 侵入を防ぐ対策

侵入防止柵、追払い用具などの設置を支援

(2) 個体数を減らす対策

捕獲用具・施設の設置、捕獲奨励金の交付、捕獲班員の育成等を支援

(3) 周辺環境を改善する対策

農地と山林の間に野生鳥獣が接近しにくい明るい環境(緩衝帯)の設置、放任果樹のもぎ取り等を支援

(4) 推進・支援費

人材育成等のための研修会・資料作成等、侵入防止柵設置等に係るボランティア受入等を支援

●担当: 農林水産部 生産振興課 鳥獣被害対策担当 (電話 0857-26-7293・7295)

参考URL

鳥取県 生産振興課のwebサイトより

「農作物の鳥獣被害対策に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=35035>

鳥獣保護及び適正狩猟推進事業 **NEW!**

1 事業概要

鳥獣保護区や特定猟具(銃器)使用禁止区域等の指定により野生鳥獣の保護繁殖を図るとともに、適正な狩猟を推進する。

2 事業内容

- (1) 鳥獣保護区、特定猟具(銃器)使用禁止区域等の指定及び管理
- (2) 狩猟取締等の実施

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

外来種防除事業 **NEW!**

1 現状及び課題

- (1) 外来種による在来種の捕食、農林水産業・人の生命・身体への影響の懸念
- (2) 全国規模で外来種問題が拡大、平成17年6月1日外来生物法の施行
- (3) 鳥取県内で特定外来生物5種の生息確認(ブラックバス、ブルーギル、ヌートリア、アライグマ)
- (4) 事態放置による被害拡大の懸念

以上より、早期防除・駆除方法の確立・実施が必要

2 事業内容

- (1) 外来種検討委員会の開催(外来種の防除方法等についての検討)
- (2) 市町村の防除実施計画作成によるヌートリア、アライグマ駆除対策への支援
- (3) 自然保護ボランティア制度を活用した「ため池」の外来魚駆除

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「野生動植物」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95703>

希少野生動植物保護対策事業 **NEW!**

1 事業の目的

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき、希少野生動植物の保護管理及び自然生態系の保全・再生を、県民との協働により実施する。

2 事業の内容

県保護管理事業計画に基づく保護管理事業の委託・助成

<参考:昨年度の取組状況写真>



ブッポウソウ保護管理事業
(NPO法人日本野鳥の会鳥取県支部による野鳥巣箱の管理)

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「希少野生動植物の保護」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=95767>

内水面資源生態調査 **NEW!**

1 事業目的

○河川の重要魚種であるアユの資源状況を把握し、アユ資源回復プランの効果を検証するとともに、安定した資源確保のため規則改正に必要なデータを収集する

○東郷池のヤマトシジミの資源状況を把握し、適正な資源管理のための基礎データを収集する

○コイ、フナ、ワカサギ、シラウオについて、資源保護上、規則改正が必要と思われる箇所について、産卵実態を把握する

2 現状及び課題

○アユについては、平成16年に資源状況が悪化したのを受け、平成17-18年に資源回復調査を行い、資源回復プランを作成したところであり、現在このプランに沿って、魚道整備等の施策を展開中

○東郷池のヤマトシジミは、平成13年に激減し、その後回復基調にあるが、最適漁獲方法の提言まではなされていない

○コイ・フナ等については平成19年から21年までの調査で、禁止区域、禁止期間等の変更の提言を行ったところであるが、規則改正に必要なさらなる調査を要望されている

3 事業内容

(1)天神川、日野川および千代川におけるアユ資源生態調査

(2)東郷池におけるヤマトシジミ資源調査

(3)湖山池、東郷池内および両池流入河川におけるコイ、フナ、ワカサギ等産卵実態調査



コイの産卵行動



ワカサキ

●担当:農林水産部水産試験場沿岸漁業部生産技術室 電話:0858-34-3321

参考URL

鳥取県水産試験場のwebサイトより

「水産試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72009>

簡易魚道整備実験事業 **NEW!**

1 事業の背景・現状・目的

比較的安価に設置できる簡易魚道について、遡上効果があることが認められた。このため、アユ等の遡上阻害している堰堤への簡易魚道等の設置・普及を図り、魚類の資源回復を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1)魚道整備の検討

各河川毎に設けた魚道設置検討会において、早急な魚道整備が必要と判断された堰堤については、具体的な魚道整備の方法について検討する。

●担当:農林水産部 水産振興局 水産課漁業振興担当 電話0857-26-7317

参考URL

鳥取県水産課のwebサイトより

「水産課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=44462>

3. 自然と人間との共生の確保

3.3 農地、森林等の持つ環境保全機能の確保

森林整備のための地域活動支援事業

1 事業の背景・現状・目的・効果

林業事業者等による森林施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」、森林施業の集約化及び森林施業の実施の前提となる「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」及び森林所有者等による森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等を支援します。

(事業期間:平成19年度～平成23年度)

2 事業内容

次の対象行為(地域活動)実施に対し、市町村が支払う交付金について、(1)及び(3)については、国1/2、県1/4を、(2)については国10/10負担します。

(1)意欲ある林業事業者等による森林施業計画の作成を促進するため、森林施業の集約化のために必要となる「森林情報の収集活動」について、対象年齢を3～9歳に拡大し、算定基礎森林面積につき15,000円/haを交付します。

(2)「施業集約化・供給情報集積事業」が実施される森林を対象に、境界の明確化を図らなければ、間伐等の実施が困難な森林において、情報収集・集積を目的に実施される「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」の活動を対象として、人証を使った場合24,000円/ha、人証を使わなかった場合20,000円/haを交付します。

(3)森林施業計画を樹立した森林で、森林所有者等が施業区域の明確化作業又は歩道の整備を行う場合、算定基礎森林面積につき5,000円/haを交付します。

(4)市町村が開催する説明会や交付金事務経費に対して、国1/2を補助します。

●担当:農林水産部 森林・林業総室 林政企画室 電話0857-26-7301

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

森林整備地域活動支援交付金

【背景】

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林施業及び集約化の実施に必要な地域活動を促すことが必要。

事業の概要

計画的な森林施業が予定されていない森林

現行

- 林業事業体等が実施する森林施業の集約化に必要な「**森林情報の収集活動**」について
調査面積1ha当たり15,000円を交付
※11年生(3齢級)以上45年生(9齢級)以下の人工林
※平成21年度から一部要件緩和
 - ・計画的な森林施業が予定されていない森林のうち3~7齢級の私有人工林も幅広く対象に追加
 - ・計画的な森林施業が予定されていない森林と一体的な集約化を図るもので一定の要件を満たす場合については、**既に森林施業計画が作成されている森林**においても支援
- 林業事業体等が実施する「**森林情報の収集活動及び境界の明確化等**」について
 - <人証を使った場合>
1ha当たり24,000円を交付
 - <人証を使わなかった場合>
1ha当たり20,000円を交付
 ※「施業集約化・供給情報集積事業」が実施される森林で2~3年以内に利用間伐等を実施する森林(齢級規定なし)
※収集した情報は市町村長へ報告するとともに、各都道府県の国産材安定供給協議会へも報告
※**施業計画作成森林でも可能**

森林所有者への施業提案に活用

既に森林施業計画が作成されている森林

現行

- 森林所有者等が実施する森林施業に必要な「**施業実施区域の明確化作業**」及び「**歩道の整備等**」について
一定林齢以下の育成林1ha当たり5,000円を交付
※45年生(9齢級)以下の人工林
※60年生(12齢級)以下の育成天然林

平成21年度補正予算による拡充

- 森林所有者等が実施する気象害などの把握による「**森林の被害状況等確認**」について
調査面積1ha当たり10,000円を交付

森林の被害状況等確認



※45年生以下の人工林
※60年生以下の育成天然林

平成21年度補正予算による拡充

- 森林所有者等が実施する森林施業に必要な「**境界の明確化**」について
1ha当たり20,000円を交付

※「施業集約化・供給情報集積事業」が実施されていない森林で、境界が不明なため森林施業の集約化や森林施業の実施に支障を来している森林(齢級規定なし)

境界の明確化



森林施業が集約的・計画的に実施される森林が拡大し、森林の有する多面的機能が持続的に発揮

※上記の平成21年度補正予算による拡充事業(「境界の明確化」及び「森林の被害状況等確認」)の受付は終了しました。

保安林整備管理事業

1 事業の目的

県の森林面積の47%を占める保安林の指定目的である水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備飛砂の防備等について、その維持と質的な向上を図り指定目的が果たされるよう、保安林の現

況調査や、新たな指定及び適正な解除に係る調査を行うとともに、管理のための標識等を設置し、保安林の適正な管理を行う。

2 事業の内容

保安林の適正管理

1. 保安林の適正管理調査
2. 保安林標識の設置
3. 衛星画像を活用した保安林整備の推進
4. 保安林の指定、解除に係る調査及び審査
5. 伐採制限のある保安林に対する損失補償
6. 保安林の伐採許可申請等の処理
7. 保安林指定施業要件の変更

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林保全課のwebサイトより
「森林保全課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3703>

森林保全管理事業

1 事業の目的

水資源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止等の森林の持つ公益的機能の維持・向上のため、森林保全巡視員を配置し、林野火災等森林災害及び違法伐採や森林への不法投棄を防ぐための巡回、監視を行うとともに、地域や森林所有者へ森林の保全について意識啓発を図る。

また、森林の開発行為に関わる巡視、許可に関わる審査等適切な管理・指導を行う。

2 事業の内容

1. 森林保全巡視員による森林パトロール
2. 林地開発行為に関わる許可審査、指導

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7304

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林の保全」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

保安林整備事業(治山事業)

1 事業の目的

県の森林面積の47%を占める保安林の機能(水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防備、飛砂の防備等)を維持強化するための整備を行う。

2 事業の内容

1. 保安林保
治山事業で施行した保安林、及び水源地域で機能の低位な保安林について、下刈、雪起、除伐及び本数調整伐等を実施。
2. 保安林改良事業
雪害等の気象災害、マツクイムシ被害等により被災した保安林について、植栽等を実施。

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「森林の保全」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100547>

治山事業

1 事業の目的

1. 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
2. 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

2 事業内容

1. 荒廃森林等の復旧・整備等
2. 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するため、森林の整備等
3. 地すべりによる被害を防止・軽減するための地すべり防止工事
4. 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等において復旧整備

3 効果

安全で安心できる豊かなくらしの実現につながるとともに、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減が図られる。

治山事業の効果



豪雨により山腹崩壊が発生し、森林が著しく荒廃した。
(昭和47年)



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を実施し森林の機能回復を図った。
(昭和49年)



森林の回復状況
(平成15年)

●担当: 県土整備部 治山砂防課 治山係 電話0857-26-7695

参考URL

鳥取県河川砂防課のwebサイトより
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.jp/torikendo/gaiyou/kasensabou/chisan/chisan.htm>

とっとり環境の森づくり事業

1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

2 事業の内容

1. とっとり環境の森緊急整備事業

手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。

2. とっとり県民参加の森づくり推進事業

ボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援

3. 保安林の保全・整備

(1)保安林の間伐を支援(所有者負担を1割に軽減)

(2)作業道の整備を支援(所有者負担を1割に軽減)

4. 竹林対策

竹林の拡大防止及び適正管理を支援。

(1)竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を1割に軽減)

(2)放置竹林の抜き伐り、循環利用型皆伐、竹林整備のためのアクセス道開設を支援

(3)竹林整備実施個所の効果検証

5. 森林景観対策
景観向上のための枯損木の伐採等を支援
6. 再造林による森林再生
モザイク林造成のための再造林を支援(所有者負担を1割に軽減)
7. 制度の普及啓発
税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報、森林環境フォーラム、竹林フォーラムの開催など)

●担当:農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7335

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

とっとり共生の森支援事業

1 事業の背景と目的

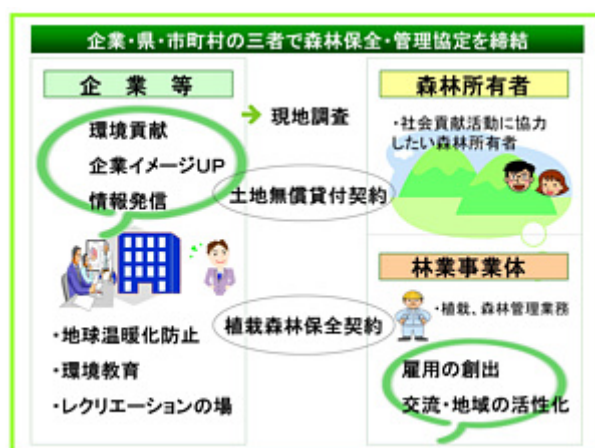
森林は、水資源のかん養、県土の保全、地球温暖化防止等多様な公益的機能を有しているが、現在、材価の低迷や林業従事者の高齢化などにより、適切な管理がなされていない森林が増加し、今後の維持管理が課題となっている。

このような状況の中で、企業等の社会貢献の一環として環境貢献意識が高まってきており、企業等の環境貢献活動のフィールドとして鳥取県内の森林を活用してもらうことで、県内の森林整備、林業や山村活性化につなげることを目的とする。

2 事業の内容

県と地元市町村が連携し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地域との調整や企業等の森林保全活動などを支援。

1. 制度、実績などを企業等や県民に広く情報発信
 - ・ホームページやパンフレットによるPR
2. 企業等の参画促進と森林保全活動への支援
 - ・企業等へのPR活動
 - ・保全活動の計画、実施に対する支援
 - ・参画企業との意見交換会を実施し、連携・支援体制を充実



参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「とっとり共生の森」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

木造住宅生産者団体活動支援事業

1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取り組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取り組みを支援する。

補助率:1/2(国:45/100、県:55/100)

●担当:生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより
「木造住宅生産者団体活動支援事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

環境にやさしい・木の住まい助成事業

1 事業の目的

1. 県産材の地産地消の推進による地場産業の活性化及び環境保全
2. 伝統技術の活用機会創出による地域固有の伝統的建築工法の継承

2 事業の背景・現状・課題

1. 県産材需要の低下や木材価格の低迷等によって木材産業は厳しい状況にあり、森林の適正管理が不十分な状況
2. 大工、左官等職人の高齢化、減少が進み、また、伝統技術を活用する機会も減少していることから、地域の財産である職人技術の継承が困難
3. 環境配慮の取組を推進していく上で、県産材の適正利用や省エネルギー設備の導入等、住宅分野における環境対策の必要性が増大
4. 住宅の建築は経済波及効果が大きく、景気低迷が続く中、本事業がもたらす経済効果に大きな期待が寄せられている現状

3 事業内容

[新築に対する助成]

県産材を15m³以上使用して木造一戸建住宅を建設又は購入する場合、次の助成を実施

■県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万5千円を助成(上限50万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限18万円)

■伝統技術活用住宅への助成

在来軸組工法の住宅で、次のうち2種以上の伝統技術を活用する場合、定額15万円の助成を上乗せ

(木材の手刻み加工、外壁下見板張り、左官仕上げ、日本瓦葺き、木製建具)

■環境配慮住宅への助成

環境に配慮した住宅として次の全ての要件を満たす場合は、定額7万円の助成を上乗せ

- ・戸建住宅の環境性能を評価するシステム「CASBEEとっとり戸建」の評価結果がAランク以上
- ・「CASBEEとっとり戸建」の重点評価項目の得点が15点以上
- ・次のうち2つ以上の省エネルギー対策等を実施

(開口部及び外壁・屋根・天井・床の断熱施工、外壁及び屋根の高遮熱性塗装、高効率冷暖房機器等の省エネルギー)

[改修に対する助成]

県産材を1m³以上使用して一戸建住宅又は共同住宅の改修等を行う場合、次の助成を実施

■県産材活用への助成

県産材使用量1m³あたり2万5千円を助成(上限25万円)、県産JAS製材を使用する場合は1m³あたり9千円を上乗せ助成(上限9万円)

●担当:生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 企画係 電話0857-26-7408

参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3589>

農地を守る直接支払事業

1 背景・目的

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このような状況を踏まえ、中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

2 事業内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

【対象地域】

1. 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
2. 1.以外で知事が指定した地域
 - (1)農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
 - (2)3法指定地域に地理的に接する地域
 - (3)農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

【実施市町村】

17市町村(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

●担当:農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64412>

農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)

1 現状・背景

農地・水・農村環境を守り、質を高める地域の共同活動、さらには環境保全に向けた 先進的な営農活動を総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施している。

○営農活動とは

共同活動に加え、地域全体での環境負荷低減に向けた取り組みを行うとともに、地域でまとまって化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組

2 事業概要

(1)支援内容

ア 営農基礎活動

○事業主体 活動組織

○事業内容 対象区域内の8割以上の農家が取り組む環境負荷軽減のための取組を支援

1地区当たりの交付額:上限20万円

イ 先進的営農支援

○事業主体 活動組織

○事業内容 採択要件を満たす化学肥料及び化学合成農薬の大幅使用低減 等の取組を支援(取組農家への配分可能)

○交付額 交付単価×取組面積(水稻6,000円/10a、麦・豆類3,000円/10a、他7項目)

○採択要件

・農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)の対象地域であること

・化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減すること

・エコファーマー(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づ

き県が認

定)の認定を受けていること

・地域で一定のまとまりをもった取組であること

(2) 事業実施期間

平成19年度～23年度(5年間)

【事業実施状況】

21地区23組織(平成21年度末現在)

●担当:農林水産部 農政課 企画調整室 電話0857-26-7256

参考URL

鳥取県農政課webサイトより

「農地・水・環境保全向上対策(営農活動)」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65522>

農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)

1 事業の目的

地域の将来構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

2 背景、現状、及び課題

1. これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、
 - (1) 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。
 - (2) 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。
2. 地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。

3 事業の内容

1. 基礎支援
地域資源の保全向上活動に取り組む活動組織(農家以外の者も参画)に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成
2. 促進費
一定水準以上の高度な地域資源保全活動、質の高い農村環境保全活動などを行う活動組織に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成

【平成21年度】

362地区(鳥取市他)実施

●担当:農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「農地・水・農村環境保全向上対策」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41402>

ため池等整備事業

1 事業の背景・効果

老朽化の進んだ農業用ため池にあつては、台風、梅雨時期の大雨等による決壊等により、農用地・農業用施設だけではなく、人家にまで被害を及ぼす可能性がある。

このため、決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する整備工事を行う。

2 事業内容

1. ため池整備工事
災害発生のおそれがあるため池の整備
(1)堤体工、洪水吐・斜樋工の改修
(2)土砂浚渫工

取組状況

【平成22年度】

県営 3地区(鳥取市、北栄町、日南町)実施

●担当:農林水産部 農地・水保全課 地域農業基盤室 電話0857-26-7325

参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより
「ため池等整備事業」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41394>

有機・特別栽培農産物等総合支援事業

1 事業の目的・効果

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、平成19年12月に策定した「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPRしていく。

2 事業内容

1. 認定・認証業務
・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
2. 技術開発と普及
・有機実証モデル展示ほの設置(10か所)
・有機・特裁農業推進塾の開催(年4回)
・地域研究会の開催(県内3か所)
・有機・特裁生産技術相談員バンク登録
・有機・特裁生産技術支援事業
3. 消費者PR
・講演会・シンポジウムの開催(年1回)

- ・直売・イベントでの展示PR
4. 販路開拓・情報発信
- ・消費者交流・販売調査事業
5. 事業推進
- ・有機・特裁推進協議会の開催(年1回)

●担当:農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより

「環境にやさしい農業の推進、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

農業資材適正使用推進対策事業

1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する指導取締を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

2 事業内容

1. 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)

- ・農薬の適正使用の指導、啓発

生産者等の農薬使用者に対して農薬取締法改正内容等の周知用パンフレットの作成

- ・農薬販売店の届出事務

- ・農薬販売店への立入検査

- ・農薬適正使用推進研修の実施

指導者及び農薬使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令により規定される内容を周知するための研修会の開催

2. 肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等)

- ・肥料販売業者、特殊肥料等の生産業者の届出事務

- ・普通肥料の登録事務(有機質肥料等に限る)

●担当:生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 電話:0857-26-7247

参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより

「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

エコファーマーの推進

1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

2 エコファーマーについて

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資力の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

3 エコファーマーのメリット

- (1) 導入計画に基づいて生産した農産物へのエコファーマーマークの貼付
- (2) 農業改良資金償還期間の延長

4 現状

鳥取県内のエコファーマー数(平成21年度末) 3,883件(再認定を含まない)

●担当:農林水産部 農政課 企画調整室 電話0857-26-7256

参考URL

鳥取県農政課のwebサイトより
「エコファーマーについて」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

カシノナガキクイムシによるナラ類集団枯損被害軽減法の開発

1 事業の目的

本県の重要な落葉広葉樹であるナラ類がカシノナガキクイムシによって枯損している。このため簡便な防除法の開発、本県での効果的な被害防除時期の解明を行う。

2 事業の内容

ナラ枯損被害が県東部から三朝町に侵入、智頭町芦津にも被害が広がっているが、防除法として単木的な薬剤処理法はあるが簡易な被害予防法は確立されていない。



3 事業の内容

- (1)簡易な粘着バンドによる成虫捕獲効果、被害防止効果の確認
- (2)カシノナガキクイムシ成虫の発生時期の解明
- (3)ナラ枯れ被害の発生時期の解明



粘着トラップの設置



粘着剤の噴霧塗布

●担当:農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

鳥取県農林総合研究所林業試験場のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

花粉の少ないスギ優良品種苗木生産技術の確立

1 事業の背景と目的

県と林木育種センターが連携し開発した少花粉スギ品種である八頭8号・5号・11号の県内外への苗木出荷を図るため、発根性を高めるなど効率的な苗木生産技術を確立する。

2 現状及び課題

花粉症対策として花粉の少ないスギの造林が求められているが、少花粉スギ品種は無性繁殖しにくい性質があり苗木の大量生産にはいたっていない。

3 事業の内容

効率的な苗木生産を行うため、挿し木のための発根試験、交配した台木からの挿し木試験を行い、少花粉スギ苗木の生産技術を開発する。



[花粉を出すスギの雄花]

[少花粉スギの交配]

●担当:農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

鳥取県農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業については、平成13年の土地改良法改正により、事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられた。このため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることが必要となった。

2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。

対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

取組状況

【平成21年度】

- ・県営 12地区(鳥取市、倉吉市、北栄町、湯梨浜町、米子市他)実施
- ・団体営 5地区(鳥取市他)実施

●担当:農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

参考URL

鳥取県審議会等情報のwebサイトより

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/84ab9c9a8b2d598749256c61>
[OpenDocument](#)

森林吸収源インベントリ情報整備事業

1 事業の目的

温室効果ガスである二酸化炭素の森林土壌吸収量を把握するため、土壌堆積物、土壌を採取、それらの炭素吸収量を測定する。

2 現状及び課題

温室効果ガス削減のため、森林土壌が吸収する炭素を把握することが求められているが、これまで調査されたことがない。そのため全国3000箇所の森林において、森林土壌、堆積物の炭素吸収量を測定することとなった。鳥取県は28箇所を担当し5年間で調査する。



[土壌断面調査]

3 事業の内容

- 1 固定試験地の枯死木調査
- 2 試験地内の土壌断面調査
- 3 土壌、有機物試料の採取
- 4 採取試料の炭素含有量の分析



[土壌表面の枯死し腐朽した材]

●担当：農林水産部 森林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

鳥取県農林総合研究所林業試験場のwebサイトより
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

林農連携間伐材活用事業

1 事業の目的

県産材の新たな需要開拓

2 事業の背景・現状・課題

- 1.住宅の建築着工件数が全国的に減少し、製材所の加工料が減少しているため、間伐促進のためには間伐材の利用拡大が必要。
2. 県内の牛舎等の農業用施設が老朽化、対換えの要望があり、木造で整備しようとする機運が高まっている。

3 事業内容

- 1.農業用施設(例えば牛舎、農機具保管庫など生産・販売・加工施設)の県産材利用に対して助成。(改築も対象)
- 2.助成額
県産材:20,000円/m³
県産JAS材:29,000円/m³
3. 1棟当たり50万円を上限

●担当:森林・林業総室 県産材・林産物需要拡大室 県産材需要拡大担当 電話0857-26-7307

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=127095#itemid448242>

藻場回復基礎調査

1 事業の目的

- 全国的に藻場喪失(磯焼け等)が懸念されているところであり、鳥取県における藻場の植生状況を把握する。
- 藻場の衰退やワカメ、クロメ、イシモズク等有用海藻の生育不全の原因を究明し、藻場回復につなげる。

2 事業の現状及び課題

- 典型的な磯焼けは見られないが、草食性魚類等によるアラメの食害が見られる。
- 近年一部の漁場において、ワカメやイシモズクの繁茂が見られない状況。
- 漁業者からは、上記の減少原因の究明や藻場の植生の回復が求められている。

3 事業内容

- (1) 県東中西部3地点における藻場の定点観察
- (2) ワカメ、イシモズク、クロメ、アカモク、ヒジキ等有用海藻の増殖法の検討



[潮間帯に繁茂するヒジキ]



[人工リーフに繁茂するワカメ]

●担当:農林水産部水産試験場沿岸漁業部生産技術室 電話:0858-34-3321

参考URL

鳥取県水産試験場のwebサイトより
「水産試験場」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=72009>

森林計画樹立事業

1 事業の背景・目的

森林の持つ多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、県下3流域毎に民有林について5年ごと10年間の森林整備及び保全に関する総合計画を樹立している。

また、計画策定に必要な基礎情報の収集のため、県下を5ブロックに分けて順次航空写真の撮影や植生・伐採状況の定点調査を行い、現状を把握する。

2 事業内容

1. 若桜調査区(若桜町、八頭町、智頭町)の森林現況調査及び航空写真撮影
2. 伐採状況について全県2,270箇所を定点調査
3. 植生状況について県内の23箇所を定点調査

●担当:農林水産部 森林・林業総室 林政・企画チーム 電話0857-26-7303

参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

森林GISネットワーク構築支援事業

1 事業の背景・現状・目的

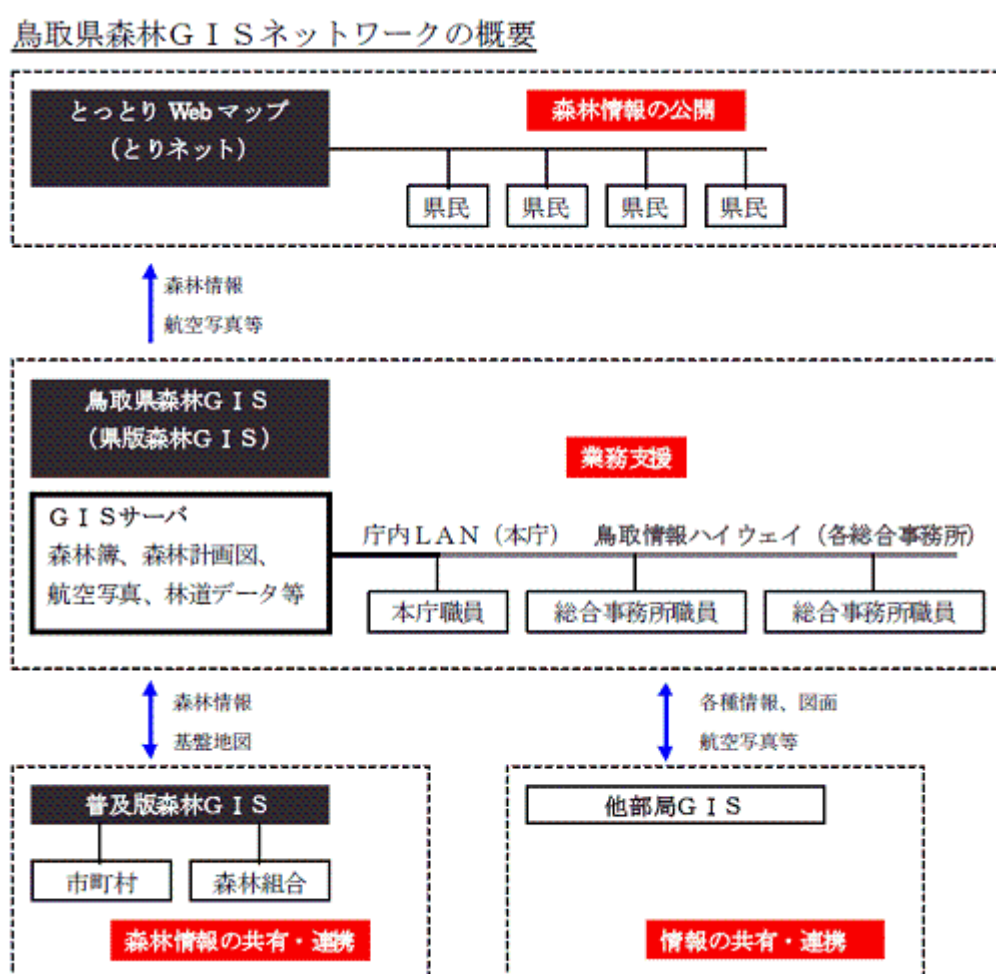
地球温暖化防止、生物多様性の保全など森林に対する県民のニーズは多様化しており、森林の持つ多面的機能を通じた豊かで潤いのある県民生活を確保するためには、森林の持続的な利用を図ることが必要である。

本事業では、鳥取県が開発した「鳥取県森林GIS」を適正に保守・管理するとともに、これらの利用体制を整備することで、森林GISの利活用を推進し、森林情報の迅速な相互活用と精度向上を図る。

2 事業内容

森林GISのシステム保守・鳥取県森林GISを適正に管理運用するためのシステム保守講習会開催・ユーザーを対象とした、鳥取県森林GISの利活用講習会の開催

3 鳥取県森林GISネットワークの概要



●担当: 農林水産部 森林・林業総室 林政・企画チーム 電話0857-26-7301

参考URL

取県森林・林業総室のwebサイトより
「森林・林業総室」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>

3. 自然と人間との共生の確保

3.4 人と自然とのふれあいの確保

地域自立活性化交付金事業(湖山池)

1 事業の背景・現状・目的・効果・課題

【事業の背景・現状・目的】

湖山池周辺のコンクリート護岸が老朽化し、護岸がはらみ出し、土砂が池へ流出して護岸背面が陥没し、危険な状況であった。また、直立護岸のため、季節風による波しぶきが背後住家へ飛散する問題もあった。

これらを改善するため、水辺に近づくことのできる親水性をもった緩傾斜護岸としての整備を行う。

【課題・効果】

湖山池については、行政と県民が一体となって自然環境を守るとともに生態系に配慮した環境の創出が求められている。

平成17年度から、桂見地区のなぎさ護岸整備により、安全に親水性を保つことができ、波しぶき問題の改善となっている。

2 事業内容

- 護岸工(なぎさ護岸) 付帯工 一式
- 管理道路工 L=530m

●担当: 県土整備部 河川課 計画担当 電話0857-26-7379

参考URL

鳥取県県土整備部河川課のwebサイトより
「河川課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

2 事業内容

4つの体験型講座(昆虫の世界を探検/森の木々を調べる/木で染めよう/木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



[昆虫採取]



[木の実の標本]

●担当: 農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

鳥取砂丘保全・再生事業

1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」施行後の監視体制整備及び意識啓発活動を行う。

2 事業内容

○鳥取砂丘レンジャー

砂丘利用者へのガイド及び巡視活動を行い、条例趣旨の徹底を図るため、砂丘事務所に鳥取砂丘レンジャー(正職員4名・非常勤職員2名)を配置する。

○砂丘ガイドサポーター

鳥取砂丘レンジャーのガイド機能をサポートするため、砂丘ガイドサポーターを養成する。鳥取砂丘レンジャーと連携して、主に繁忙期における団体観光客向けのガイドを行う。

○意識啓発の実施

鳥取砂丘への来訪者に対し、旅行情報誌への広告掲載により意識啓発を実施する。
また、特に来訪者の多い5月と8月に関係機関と連携して意識啓発キャンペーンを実施し、条例趣旨の周知・啓発に努める。



●担当:生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

野生動物ふれあい推進事業

1 事業の目的

愛鳥週間ポスター・巣箱コンクールの開催、愛鳥モデル校の育成支援、傷病鳥獣の救護等を通じて、野生鳥獣保護の普及啓発等を行う。

2 事業内容

- 1.愛鳥ポスター、巣箱コンクール、愛鳥モデル校の支援
- 2.傷病鳥獣の救護対策(傷病鳥獣の自然界への復帰を目指した治療等)
- 3.鳥獣生息調査(鳥獣保護区等の鳥獣生息状況、渡り鳥の渡来状況、オシドリの営巣状況等の調査)
- 4.キジ放鳥(400羽)

●担当:生活環境部 公園自然課 自然環境保全担当 電話0857-26-7872

参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより
「平成21年度愛鳥週間ポスターの入賞者」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=105434>
「愛鳥モデル校」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=97063>